

小規模多機能型居宅介護事業所運営推進会議の 設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が運営する小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が、地域に開かれた事業運営を確保するため、利用者の家族や地域の関係者と意見交換及び事業所運営について協議することを目的とする運営推進会議（以下「会議」という。）の設置に関する事項を定めるものとする。

(会議の業務)

第2条 会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 事業所の活動状況に対する助言、要望事項に関すること。
- (2) 地域の福祉課題、地域との交流、連携事項に関すること。
- (3) その他事業所の活動に関して必要な事項に関すること。

(委員の設置)

第3条 会議の委員は6名程度とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 利用者家族代表
- (2) 地域住民代表
 - ・ 区長
 - ・ 民生委員児童委員
 - ・ 老人クラブ会長
 - ・ ボランティアグループ代表、若しくは地域の社協委員
- (3) 市職員
 - ・ 市地域包括支援センター職員

2 会議の委員は、法人の会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 当該委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 会議に委員の互選により委員長1名を置く。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ申合わせた委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて召集する。

2 会議の開催場所、日時及び会議に付議する事項は、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(庶務)

第7条 会議に関する庶務は、当該施設において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、正当な理由なく、その職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する秘密の保持は、職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 最初に召集される会議は、第6条の規定に関わらず、法人の会長が召集する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日一部改正。